

161 東京帝国大学法科大学教授法学博士宮崎道三郎他百九十  
五名「官吏にして衆議院議員たることを許可せざる内訓  
に対する意見書」進達  
〔大正四年四月〕

〔注記1〕  
大正四年四月二日  
内閣書記官長 〔注記2〕天岡 印

内閣総理大臣 〔大隈〕 印  
内閣書記官長 〔江木〕 花押

外務大臣花押 〔加藤〕 大蔵大臣花押 〔若槻〕 海軍大臣花押 〔八代〕 文部大臣花押 〔一木〕 通信大臣花押 〔武蔵〕

内務大臣花押 〔大浦〕 陸軍大臣花押 〔岡〕 司法大臣花押 〔尾崎〕 農商務大臣花押 〔河野〕

東京帝国大学法科大学教授法学博士宮崎道三郎外百九十五名提  
出  
官吏ニシテ衆議院議員タルコトヲ許可セサル内訓ニ対スル意  
見書

〔注記3〕  
右回覧ニ供ス

文部省東專一―号

東京帝国大学法科大学教授法学博士宮崎道三郎外百九十五名ヨ  
リ官吏ニシテ衆議院議員タルコトヲ許可セサル内訓ニ対シ  
意見書提出致候依テ別冊及進達候也

大正四年四月一日

文部大臣法学博士一木喜徳郎 印

〔注記4〕  
内閣総理大臣伯爵 大隈重信殿

謹テ白ス政府ハ曩ニ内訓ヲ以テ所謂政務官ヲ除クノ外官吏ハ凡

テ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ許サ、ル旨ヲ通達セラレタリ小官等職ヲ大学教授ニ奉スル者亦官吏ノ一員トシテ固ヨリ此ノ内訓ノ羈束スル所タラサルヘカラスト雖不幸ニシテ小官等ハ此ノ内訓ヲ以テ一般官吏ニ対シ適法且正当ナルモノト信スルコト能ハサルノミナラス職ニ大学教授ニ在ル者ニ対シテハ特ニ其ノ不当ナルヲ信ス小官等敢テ今起テ候補ヲ争フノ意アルニ非スト雖事小官等ノ重大ナル權利ニ関スルカ故ニ黙シテ止ムコト能ハス乃左ニ卑見ヲ陳ヘテ更ニ高慮ヲ請フ所アラントス

現行法ヲ案スルニ官吏ニシテ被選挙権ヲ有セサル者ハ衆議院議員選挙法之ヲ列記ス其ノ以外ニ於テハ官吏ハ其ノ職務ニ妨ナキ限議員ト相兼ヌルヲ得ヘキコトハ同法第十六条ノ明ニ保障スル所ナリ則現行法ノ主義トスル所ハ凡テ官吏カ原則トシテ議員ト相兼ヌルヲ得ヘキコトヲ認メ唯其ノ職務ニ妨アル場合ニ於テノミ例外トシテ兼職ヲ許ササルニ在ルコトハ炳トシテ争ヲ容レサル所ナリ今内訓ハ此ノ例外ヲ翻ヘシテ以テ原則ニ代ヘ一切ノ官吏ニ対シテ原則トシテ其ノ兼職ヲ許ササラントス是レ実ニ内訓ヲ以テ法律ヲ変更セントスルモノニ外ナラス小官等ノ内訓ニ服スル能ハサル理由ノ一ナリ

被選挙権ハ選挙権ト共ニ憲法上臣民ノ最重要ナル権能ノ一ナリ之ヲ剝奪シ制限スルハ法律ニ依ル当然ノ結果タルモノノ外唯犯罪ニ因ル裁判宣告ヲ以テノミ之ヲ為スコトヲ得ヘシ今乃内訓ヲ以テ政務官ノ外一切ノ官吏ニ対シ此ノ重要ナル権能ヲ奪ハントス是レ罪ナクシテ之ヲ処罪シ内訓ヲ以テ裁判宣告ノ事ヲ行ハントスルモノナリ或ハ曰ク内訓ハ敢テ官吏ノ被選挙権ヲ奪ハント

スルニ非ス唯之カ兼職ヲ禁スルノミ若シ官吏ニシテ議員タラント欲セハ其ノ官ヲ辞スレハ可ナリト然レトモ官吏トナルノ権能ハ議員トナルノ権能ト等シク共ニ憲法ノ保障スル臣民ノ重要ナル権能ナリ其ノ一ヲ棄ツルニ非サレハ他ノ一ヲ得ルコト能ハサラシムルハ其ノ権能ヲ制限スルモノニ非スシテ何ソヤ小官等ノ内訓ニ服スル能ハサル理由ノ二ナリ

内訓カ政務官ノ外一切ノ官吏ニ対シテ議員ノ兼職ヲ禁セントスルハ其ノ趣旨恐クハ其ノ兼職カ職務ニ妨アリト為スニ在ルヘシ然レトモ官吏カ貴族院議員ト相兼ヌルコトハ現ニ之ヲ公認シ其ノ例亦甚多シ貴族院議員ノ兼職ハ職務ニ妨ナクシテ衆議院議員ノ兼職ハ何故ニ独リ其ノ職務ニ妨アリト為スカ小官等遂ニ其ノ理由ヲ解スルコト能ハス小官等ノ内訓ニ服スル能ハサル理由ノ三ナリ

仮ニ一般ノ行政官カ議員ト相兼ヌルハ其ノ弊アリトスルモ大学教授ハ他ノ行政官トハ著シク其ノ地位ヲ異ニシ政府ノ権力ニ制セラルルコト最少ク其ノ平生研究セル所ノ學術ヲ以テ立法ニ貢獻スルニ最適當ナル地位ニ在ルモノナリ之ヲ欧州諸國ノ立法例ニ徴スルモ我カ現行法ノ如ク原則トシテ官吏ノ議員ト相兼ヌルコトヲ許セル諸國ニ於テ大学教授カ議員タルヲ得ヘキハ勿論原則トシテ官吏ノ議員ト相兼ヌルコトヲ禁止セル諸國ニ於テモ大学教授ハ之カ例外トシテ議員ヲ兼ヌルコトヲ得シメサルナク此等ノ諸國ニ於テ大学教授ノ議員トシテ有力ノ地位ヲ有シタル者又ハ現ニ其ノ地位ヲ有スル者其ノ例ニ乏シカラス而シテ来々其ノ弊アルヲ聞カサルナリ独リ我カ國ニ於テ之カ兼職ヲ禁止セン

トスルハ徒ニ人権蹂躪ノ弊アリテ而モ毫モ之ヲ必要トスヘキ理  
 由ナキノミナラス又立法部ヨリ其ノ有力ナル要素ヲ失ハシムル  
 モノナリ小官等ノ内訓ニ服スル能ハサル理由ノ四ナリ  
 小官等ノ此ノ書ヲ呈スル素ヨリ徒ニ内訓ニ対シテ反抗ヲ試ミン  
 トスルニ非ス唯事憲政ノ大義ニ関シ且小官等ノ地位権能ニ影響  
 スル所極メテ重大ナルヲ以テ聊卑見ヲ陳ヘテ再支ヲ仰カントス  
 ルノミ頓首

大正四年三月二十日

同	東京帝国大学法科大学教授法学博士	宮崎道三郎	同	東京帝国大学医科大学教授医学博士	緒方正規
同	同	金井 延	同	同	吉野作蔵
同	同	土方 寧	同	同	牧野英一
同	同	岡野敬次郎	同	同	上杉慎吉
同	同	松崎蔵之助	同	同	春木一郎
同	同	松波仁一郎	同	同	中田 薫
同	同	山田三良	同	同	松岡均平
同	同	小野塚喜平次	同	同	野村淳治
同	同	美濃部達吉	同	同	松本照治
同	同	高野岩三郎	同	同	仁井田益太郎
同	同	加藤正治	同	同	野村淳治
同	同	寛 克彦	同	同	松本照治
同	同	立作太郎	同	同	松岡均平
同	同	山崎覚次郎	同	同	中田 薫
同	同	農学博士法学博士	同	同	春木一郎
同	同	新渡戸稻造	同	同	上杉慎吉
同	同	法学博士	同	同	牧野英一
同	同	河津 暹	同	同	吉野作蔵
同	同	河津 暹	同	同	緒方正規
同	同	河津 暹	同	同	小金井良精
同	同	河津 暹	同	同	丹波敬三
同	同	河津 暹	同	同	青山胤通
同	同	河津 暹	同	同	佐藤三吉
同	同	河津 暹	同	同	片山国嘉
同	同	河津 暹	同	同	河本重次郎
同	同	河津 暹	同	同	弘田 長
同	同	河津 暹	同	同	隈川宗雄
同	同	河津 暹	同	同	長井長義
同	同	河津 暹	同	同	三浦謹之助
同	同	河津 暹	同	同	近藤次繁
同	同	河津 暹	同	同	土肥慶蔵
同	同	河津 暹	同	同	大澤岳太郎
同	同	河津 暹	同	同	入澤達吉







同	理学博士	木下季吉
東京帝国大学農科大学助教		堀田正逸
同	農学博士	高橋偵造
同	理学博士	草野俊助
同		佐藤寛次
同	農学博士	外山亀太郎
同		山縣宇之吉
同		湯川又夫
同	理学博士	三宅驥一
同		島村虎猪
同		奥田 讓
同		宗 正雄

内閣総理大臣伯爵大隈重信殿

衆議院議員ノ兼職ニ関スル件(大正三年七月二十七日)  
(閣議決定)

- 一 政府ハ将来衆議院議員ヲ政府特別保護ノ下ニ在ル会社、銀行ノ役員並自由ニ依ル以外ノ官吏ニ任用セサルコト
- 二 衆議院議員選挙法ヲ改正スル場合ニ於テハ政府ハ前項ノ趣旨ニ拠ル規定ヲ加フルコト
- 三 現ニ衆議院議員ニシテ特別会社ノ役員タル者ニ付其兼職ヲ禁シ得ルヤ否ヤノ疑義ハ可成速ニ解決スルノ途ヲ講スルコト

(大正四年二月二十三日 閣議決定)

左ノ各官ヲ本官トスル者ヲ除クノ外官吏並待遇官吏其ノ他名称ノ如何ヲ問ハス官務ニ服スル者衆議院議員ニ当選スルモ議員ヲ兼ヌルノ許可ヲ与ヘサルコト

- 一 国务大臣
- 一 鐵道院総裁
- 一 朝鮮総督府政務総監
- 一 内閣書記官長
- 一 法制局長官
- 一 各省参政官、同副参政官ノ任用ニ至ル迄ノ間各省次官
- 一 秘書官
- 一 秘書

(注記5)  
大正四年三月九日

内閣書記官長

文部次官宛

回 答

本月三日付職甲第一〇二号ノ内ヲ以テ照会ノ趣了承休職者ハ「官吏並待遇官吏」ノ中ニ、雇員ハ「其ノ他名称ノ如何ヲ問ハス官務ニ服スル者」ノ中ニ包含セラルヘキ儀ニ有之候但シ囑託員ニ付テハ其ノ従事スル職務ノ性質ニ依リ決定スヘキ儀ト存候

(注記1)

「文乙二」

(注記2)

〔下條〕

(注記3)

「三十七ノ二」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「文乙二」

(注記5)

「文甲四」

〔大正四年 公文雜纂 海軍  
省・司法省・文部省・農商務  
省 卷十三 2A, 14, 1335〕